

保険医療機関における書面掲示

○一般名処方加算に係る掲示

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます

○電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービス等医療 DX に係る取り組みを実施しています。

マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

当院は診療報酬の詳細な明細書について無償で発行致します。

○機能強化加算に係る掲示

当院は「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。

- ・受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な薬の管理を行います。
- ・必要に応じて専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関する相談に応じます。
- ・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

*厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

○外来感染対策向上加算に係る掲示

当院は受診歴の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行っており、受入れに必要な感染防止対策として、発熱患者等の同線を分ける等の対応を行っております。

○小児かかりつけ診療料

厚生労働省は、平成 28 年 4 月から小児かかりつけ医療制度の推進をすすめております。当クリニックも令和 6 年 6 月から小児かかりつけ診療医の登録をおこなっております。

この制度は、「こどものホームドクター」として地域の小児科かかりつけ医が診療だけでなく、予防接種等を含め、総合的にお子さんの発育をみていくというものです。

- ・対象： 6歳未満のお子さん
(登録するためには、一定回数以上の受診歴がある、他院での登録をしていないなどの条件があります。)
 - ・皆様の窓口での負担は原則変わりません。
 - ・当院をかかりつけとして登録する場合は、小児かかりつけ診療料についての説明を聞いていただいたうえで、同意書を記載していただく必要があります。ご希望時は受付にお声かけ下さい。
 - ・同意・登録された患者様に小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行ないます。
 - (1) 急な病気の際の診療や、アトピー性皮膚炎や喘息等の慢性疾患の指導管理を行ないます。
 - (2) 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。また、発達障害の疑いがあるお子さんについては、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。
 - (3) 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
 - (4) ホームドクターとしてすべてを把握しなければなりませんので他の医療機関に受診している場合には投薬等も含めてすべてお知らせください。また必要に応じて専門的な医療を要する際には紹介等を行います。
 - (5) 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に対応します。
 - (6) 同意登録をいただいた患者様からの電話等での診療時間外での問い合わせに専用携帯電話で対応します。(080-4694-2745)
- 休診日や夜間などのため、やむを得ず電話対応が出来ない場合には以下にご連絡ください。

連絡先

- (1) 子ども救急医療電話相談 #8000、(ダイヤル回線・IP電話は 0985-35-8855)
平日・土曜 19:00～翌朝 8:00
- (2) 都城市郡医師会 夜間急病センター 0986-36-8890
平日・土日 19:00～07:00

令和8年6月1日
みまつこどもクリニック
院長 柳邊 秀一

